

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 富 士 物 流 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 道 男  
(コード番号 9061 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 樋 口 祐 二 郎  
(TEL03-5476-8672)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 8 条第 2 項の単元未満株券の不発行に関する規定、第 9 条の実質株主および第 11 条の実質株主名簿に関する規定が不要となりましたので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規則の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続に関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第 13 条(株式取扱規則)に「株主権行使の手続きその他の」との文言を追加するものであります。
- (3) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 11 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

定款の変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日(火)

以 上



Pack'n Solution

「フジパッコン」は、富士物流のキャラクターです

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の单元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第41条 (条文記載省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第40条 (現行どおり) 附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>